

映画の著作権

東京都立駒場高等学校教諭 糸井 和宏

法律で定義された用語には、日常生活での意味とは少し違ったものが存在することがあります。さらに著作権法は、時代の流れに対応すべく毎年のように改正され、関連する新たな法律も制定されています。

このような中で、関連用語を正確に理解することや新たな法律を把握することは、「情報」の授業を担当する者にとって大変重要なことといえます。そこで今回は、映画の著作権に関わる話題をいくつか取り上げることにしましょう。

1. 映画とは？

みなさんは「映画」と聞いて、何を思い浮かべるでしょうか。映画館で上映されている作品はもちろん、DVDやビデオ化された作品も映画ですね。ところが著作権法では、映画の概念をもっと広くとらえています¹⁾。たとえば、テレビドラマ、コマーシャルフィルム、ホームビデオで撮影した映像なども、映画の著作物に含まれるのです。また、すべてではありませんが、ゲームソフトの映像部分も、判例により映画の著作物として取り扱われています。

「テレビで放送された映画をビデオで録画して友達にくばるのはダメ」という事例が教科書に掲載されているからといって、「この場合、放送された番組がドラマではなく映画ですから、頒布権の侵害ですね」などと説明してはいませんか。

2. 頒布権は特別な権利

著作権法上の「頒布」とは、譲渡・貸与を総称することばで、有償・無償を問いません²⁾。これも日常生活での意味とは異なる印象を受けます。そして頒布権は、映画の著作物だけに認められた特別な権利です。映画以外の著作物には

頒布権はなく、譲渡権と貸与権が別々に定められています。

では、これら3つの権利について次のような図式は成り立つのでしょうか。

$$\text{頒布権} = \text{譲渡権} + \text{貸与権}$$

答えはNOです。映画以外の著作物についての譲渡権は、権利者の許諾の下に一旦譲渡された後の移転については及ばないこととされています³⁾。つまり一度正規に販売されると譲渡権は消えてしまうのです。これを権利の消尽（しょうじん）といいます。一方、映画の著作物についての頒布権では、権利が消尽しないと考えられています。ただし、配給制度に関係のない市販ゲームソフトやビデオソフトについては、映画の著作物であっても頒布権はすでに消尽しており、適用を認めないという見解が判例で出ています⁴⁾。

このような特別な権利が映画の著作物だけに認められた理由は、特殊な流通形態や資金の回収手段を保護する必要があるところにあります。

3. 映画盗撮防止法

2007年8月30日から「映画の盗撮の防止に関する法律」いわゆる「映画盗撮防止法」が施行されました。この法律は、映画館でスクリーンを隠し撮りした画像が、海賊版DVDとして販売されたり、インターネットでやり取りされたりすることが後を絶たないことから、映画館等で上映中の映画について、権利者の許諾を得ずに録画・録音することを禁止するものです。これにより、私的使用の目的による場合であっても、著作権法第30条第1項が適用されず、罰則の対象となります。

これまでは「個人で楽しむ目的である」と言い訳をすれば、著作権侵害とすることはできなかったのですが、これからはそのようなことは許されなくなりました。

¹⁾ 著作権法第2条第3項 この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

²⁾ 著作権法第2条第1項第19号

³⁾ 著作権法第26条の2第2項

⁴⁾ 平成14年4月25日 最高裁判所第一小法廷判決